

「(仮称)群馬県ヤードにおける自動車等の適正な取扱いの確保に関する条例」の骨子案に意見表明

～自動車等の盗難を防止する条例の制定に賛同～

日本損害保険協会関東支部群馬損保会(会長:上杉 克・東京海上日動火災保険株式会社 群馬支店長)では、群馬県警察本部から2024年11月8日付で公表された「(仮称)群馬県ヤードにおける自動車等の適正な取扱いの確保に関する条例」の骨子案に関する意見募集に対し、意見表明しました。

群馬県内では自動車の盗難が多発しており、2023年の盗難認知件数は191件で、全国ワースト8位となっています。また本年10月末現在の認知件数は217件と、既に前年1年間の件数を上回っています。また、周囲が鉄壁等で囲まれた一部のヤードでは、盗難自動車の保管・解体が行われており、自動車盗難等の発生を助長する一因となっています。

今回の条例は、ヤードにおける盗難自動車等の保管及び解体の状況に鑑み、県内のヤードにおける自動車等の適正な取扱いを確保するために必要な規制を行うことにより、自動車等の盗難防止を図り、県民の平穏な生活の確保に資することを目的として制定されるものです。

群馬損保会では、これまでも群馬県警察と連携し、自動車盗難防止啓発活動を推進していることから、同条例の骨子について賛同の意を表するとともに、県内の手口の実態を踏まえ、以下の通り、意見表明を行ったものです。

【条例の目的について】

○自動車等の盗難防止を目的とした、ヤード条令の制定に賛同します。

【条例の内容について】

○ご高尚のとおり、自動車盗難グループの手段として、県内のヤードを時間で借りて、盗難自動車を解体して運び出すことがあると伺っており、ヤードの時間貸しについても対策が必要と思料いたします。

具体的には、「業の届け出」の項目または「土地等の譲渡または貸付」の項目において、

- ・短時間であっても届け出を必要とする
- ・届け出がされていない業者が、ヤード内で解体作業をすることを知りながら、貸付を行うことはできない(知っているの貸し付けは罰則)

等について明記していただくことで、時間貸しを利用したヤードでの安易な解体作業の抑止につながるのではないかと思料いたします。

以上

群馬損保会では、今後も行政・関係機関と協力し、地域における安全・安心に資する取り組みを継続的に推進していきます。